

会 議 の 内 容

1	会 議 名	第 1 回習志野市市民後見推進検討委員会
2	開 催 日 時	平成 2 5 年 5 月 2 7 日（月） 午後 1 時～ 3 時
3	開 催 場 所	仮庁舎 3 階大会議室
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	< 議 題 > (1) 委嘱状交付及び委員長・副委員長の選出 (2) 習志野市市民後見推進検討委員会について (3) 市民後見人の育成及び活用に向けた取組について (4) 習志野市の現状と課題 (5) 権利擁護ニーズ調査内容について < 説明に対する主な意見 > 議題（４）について ・成年後見制度活用の市長申立て以外の低所得者の利用者への費用助成を検討してほしい。 ・社会福祉協議会・地域包括支援センター、市担当課とそれぞれが、「成年後見の相談窓口」として、相談を受けている。 ・千葉県では、市民後見人が単独で後見人としての受任を受けていない。養成講座を受講後、N P O 法人等に所属して、専門職後見人と一緒に受任し、助言・支援を受けながら育成していくといった方法もあるのではないかな。 ・市民後見人の報酬の有無についても、ニーズ調査を踏まえた上で、検討しなくてはならない。 議題（５）について ・身上監護の説明について、後見人にすべての身上監護をまかせるように誤解を生まないような説明が必要。 ・市民後見人の活動を有償にするか無償にするかについては、もう少し答えやすい選択肢を工夫する。 ・後見制度自体の認知度が低いので、市民後見となるとさらに認知度が下がり、回答自体が難しくなるので、具体的な成年後見人の活動内容を入れた上での選択肢を増やすなどの工夫が必要。 ・市民後見人は、第三者後見人であることを明記する。 ・市民後見体制を具体的に構築する上での、現実的な問題に対する質問を調査票に入れる。 議題（５）については、検討内容をもとに事務局で案をお示しし、委員長・副委員長に確認の上、再度委員の意見を伺い、実施の運びとする。
5	問い合わせ先	所管課名：保健福祉部高齢者支援課 電話番号：0 4 7（4 5 1）1 1 5 1 内線 3 8 9